

平成 29 年 9 月 8 日 22 時 23 分頃の秋田県内陸南部の地震に伴う
土砂災害警戒情報発表基準の暫定的な運用について

平成 29 年 9 月 8 日 22 時 23 分頃の秋田県内陸南部の地震による地盤の緩みを考慮し、揺れの大きかった秋田県大仙市について、土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用します。

平成 29 年 9 月 8 日 22 時 23 分頃の秋田県内陸南部の地震により、秋田県大仙市で震度 5 強を観測しました。

大仙市では、地盤が脆弱になっている可能性が高いため、雨による土砂災害の危険性が通常より高いと考えられます。

このため、当分の間、秋田県と秋田地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報の発表基準を通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用します。

通常基準の 8 割の暫定基準を設ける市町村：秋田県大仙市

なお、引き続き地震後の降雨と土砂災害の関係を調査し、必要に応じて暫定基準を変更します。

問い合わせ先	
国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課地震・火山砂防室	
企画専門官	山本 悟司 (内線 36-152)
代表	03-5253-8111 直通 03-5253-8468
F A X	03-5253-1610
気象庁予報部予報課気象防災推進室	
室長	板井 秀泰 (内線 3125)
代表	03-3212-8341 F A X 03-3211-8303